

埋蔵文化財包蔵地確認依頼書

	依頼日	令和 年 月 日
依頼の場所	真庭市	敷地等の面積 m²
依頼者	ご住所 会社名 ご担当者 様 TEL: () - FAX: () -	
依頼の目的	<input type="checkbox"/> 物件調査 <hr/> <input type="checkbox"/> 建築・開発等の計画 工事の目的 建築等：個人住宅・住宅・店舗／事務所等・() 開発等：開発行為・私道・発電施設・森林施業・() 工事の概要 ()造 ()階建 地盤改良 無・有 (柱状改良・表層改良・鋼管・その他) ・未定 開発予定時期 令和 年 月 日 ・未定 <hr/> <input type="checkbox"/> その他 ()	

※太線内の必要事項をご記入のうえ、依頼の場所のわかる地図（住宅地図など）を添えて照会してください。

回答の内容（以下は記入しないでください）	回答番号 _____
<input type="checkbox"/> 埋蔵文化財包蔵地に該当	遺跡の名称 遺跡の種類 散布地・集落跡・() 遺跡の時代 旧石器・縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世・近世・その他 開発工事等の着手前60日前までに文化財保護法第93条に基づき、届出を行ってください。 工事の内容によって、事前の発掘調査（調査経費は全額事業主負担）を要する場合があります。 ご計画の概要が決まりましたら、できるだけ早期に本課とご協議ください。
<input type="checkbox"/> 可能性あり	近接して周知の埋蔵文化財包蔵地（名称： ）が存在します。 <input type="checkbox"/> 工事の規模・内容によって予備調査（分布・試掘・立会・ ）を要する場合があります。 ご計画の概要が決まりましたら、本課とご協議ください。 <input type="checkbox"/> 工事中に土器等の出土により埋蔵文化財が存在すると認められた場合には、文化財保護法に基づき届出・通知を提出するとともに、その取扱いについて本課とご協議ください。
<input type="checkbox"/> 該当なし	周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しておりません。工事中に土器等の出土により埋蔵文化財が存在すると認められた場合には、文化財保護法に基づき、現状を変更することなく直ちに本課に届出てください。

※詳細について問い合わせいただく場合は、回答番号をお知らせください。

問合せ先 真庭市教育委員会 生涯学習課

岡山県真庭市久世2927番地2

TEL: 0867-42-1094 / FAX: 0867-42-1416

e-mail: shohgai@city.maniwa.lg.jp

担当処理
記入欄